

西尾市六万石くるりんバス車両広告募集要領

(趣旨)

第1条 西尾市六万石くるりんバス車両広告募集要領は、西尾市広告掲載要綱(以下「掲載要綱」という。)及び西尾市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)に基づき、西尾市六万石くるりんバス車両に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載場所等)

第2条 広告の掲載場所、規格及び素材は、次のとおりとする。

車種	掲載場所	規格(縦×横)	素材
ハイエース	車両側面後部窓①	40cm×100cm以内	塩ビシート (ワンウェイシート)
	車両側面後部窓②	40cm×40cm以内	
	車両側面後部窓③	40cm×100cm以内	
	車両側面後部窓④	40cm×40cm以内	
	車両側面後部窓⑤	40cm×40cm以内	
	車両側面後部窓⑥	40cm×100cm以内	

※具体的な掲載場所は、別図に示すとおり。

※ワンウェイシートとは、広告に微細な穴が多数開いていることにより、車内から広告を通して車外を視認できるもので、開口率が50%程度あるものをいう。

2 広告の素材は、塩ビシート(接着物質により車体に接着するシート状のもの)とし、走行中に剥がれ落ちない接着力を有し、広告の撤去の際に接着剤等が車体に残らない再剥離性のあるものでなければならない。

(掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、月の初日を開始日とし、その日の属する年度末までとする。ただし、当該期間中、次に掲げる期間は掲載除外日とする。

- (1) 年末年始の運休日
- (2) 荒天等により運休した日
- (3) 車両の修理、点検等のため代車で運行した日
- (4) 広告貼替えに要した日

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、次のとおりとする。

車種	掲載場所	車両1台当たりの年額
----	------	------------

ハイエース	車両側面後部窓①	81,600円
	車両側面後部窓②	25,200円
	車両側面後部窓③	61,200円
	車両側面後部窓④	16,800円
	車両側面後部窓⑤	16,800円
	車両側面後部窓⑥	40,800円

※掲載場所は、別図に示すとおり。

2 掲載期間が1年未満の場合の広告掲載料は、年額の12分の1の額を1か月分として、掲載した月数分の額とする。

(募集方法及び募集期間)

第5条 広告の募集方法は、広報にしお及び市のホームページ等により、その都度期間を定めて募集する。

2 前項の規定による募集を行った場合において、募集期間内に募集枠を満たさないときは、随時受け付けるものとする。

(広告の内容)

第6条 広告の内容については、掲載要綱第3条及び掲載基準によるもののほか、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 色彩が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (2) 車体の外観と調和しないデザインであるもの

(広告の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、西尾市六万石くるりんバス車両広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を、市長の指定する日までに市長に提出するものとする。

(掲載の決定)

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、掲載要綱に基づき掲載の可否を審査（審査会に付託）し、申込者が掲載を希望する月の初日の14日前までに西尾市六万石くるりんバス車両広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。この場合において、申込者が募集枠を超えたときは、掲載可とするものを次の順位により決定し、同順位の場合は抽選とする。

- (1) 第1順位 市内に本社（本店）を有する事業者等
- (2) 第2順位 市内に支社（支店）、営業所を有する事業者等
- (3) 第3順位 前2号に該当しない事業者等

2 掲載可の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、西尾市六万石くるりんバス車両広告掲載承諾書（様式第3号）を提

出するものとする。

(費用の負担)

第9条 広告物の制作、貼付け及び撤去にかかる費用は、広告主が負担する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載料を所定の納付書により市長が定める期日までに納付するものとする。

(掲載内容の変更)

第11条 広告主は、広告の掲載内容を変更するときは、西尾市六万石くるりんバス車両広告申込内容変更届(様式第4号。以下「変更届」という。)を市に提出するものとする。

2 変更届の提出期限は、掲載を希望する月の1か月前までとする。ただし、急を要するものについてはこの限りでない。

3 市は、第1項の変更届の提出があったときは、第8条の規定に準じて掲載の可否を決定し、西尾市六万石くるりんバス車両広告内容変更決定通知書(様式第5号)にて広告主に通知する。

(掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 掲載要綱第13条の各号のいずれかに該当するとき。

(2) 広告主から掲載の取下げの申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、六万石くるりんバス車両広告掲載取消通知書(様式第6号)により広告主に通知する。

(広告掲載料の還付)

第13条 次の各号に定める場合を除き、広告掲載料は還付しない。

(1) 第3条第3号に該当する事由により広告を掲載するバス車両が運行できなかった日数がひと月あたり15日に達したとき。

(2) 広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったとき。

2 広告主は、広告掲載料の還付を受けようとするときは、西尾市六万石くるりんバス車両広告掲載料還付請求書(様式第7号)により市長に請求しなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定による広告掲載料の還付をする場合は、当該月の広告掲載料に相当する金額を、第1項第2号の規定による広告掲載料の還付をする場合は、取消通知日の翌月以降に相当する金額を広告主に還付するものとする。

4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月10日から施行する。ただし、改正後の広告素材及び広告料は、令和5年4月1日以降に掲載する広告料について適用し、同日前に掲載する広告料については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年12月13日から施行する。ただし、改正後の広告素材及び広告料は、令和7年4月1日以降に掲載する広告料について適用し、同日前に掲載する広告料については、なお従前の例による。

西尾市六万石くるりんバス車両広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）西尾市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

六万石くるりんバス車両への広告掲載を次のとおり申し込みます。

掲載希望期間	年 月から 年 月までの か月 間
掲載希望場所	ハイエース車両 No.
掲載広告の概要	別紙のとおり（文字及びデザイン概要）
広告主の概要	※事業内容及び活動内容
担当者等	担当部署 担当者名 電話番号 メールアドレス
提出書類	広告原稿（案）、会社案内（概要書）、 広告の素材及び再剥離性等を示すもの（カタログ等）
その他	1 申込みにあたっては、西尾市広告掲載要綱、西尾市広告掲載 基準及び西尾市六万石くるりんバス車両広告募集要領の内容を 遵守します。 2 掲載申込者に関する西尾市の市税等の納税状況を確認するこ とに同意します。 3 西尾市広告掲載基準第5条で定める業種又は事業者該当し ないことに間違いありません。

西尾市六万石くるりんバス車両広告 掲 載 決定通知書
不掲載

西 第 号
年 月 日

様

西尾市長



年 月 日付けで申込みのありました六万石くるりんバス車両への
広告掲載については、下記のとおり 掲 載 を決定しました。
不掲載

記

広告掲載場所等	
広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
不掲載の理由	1 市の規定する掲載基準等に合致しないため 2 その他
備 考	

西尾市六万石くるりんバス車両広告掲載承諾書

年 月 日

（宛先）西尾市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け西 第 号で決定のあった広告の掲載について、
下記のとおり承諾します。

広告掲載場所等	
広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告提出予定日	年 月 日
広告掲載料	金 円

広告掲載にあたり次のとおり誓約します。

- 1 広告の内容等、記載された広告に関する一切の責任を負います。
- 2 掲載要綱第3条及び基準第5条・第6条の各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 3 広告の内容等に関し、法令等に違反する事実は一切ありません。
- 4 西尾市広告掲載要綱、同基準及び西尾市六万石くるりんバス車両広告募集要領を遵守します。
- 5 広告掲載料の納付期限については、指定された期限までに納付します。

西尾市六万石くるりんバス車両広告申込内容変更届

年 月 日

（宛先）西尾市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

西尾市六万石くるりんバス車両への広告について、下記のとおり変更したいので届出します。

記

1 変更年月日 年 月 日より

（期間を定める場合 年 月 日まで）

2 変更内容

西尾市六万石くるりんバス車両広告申込内容変更決定通知書

西 第 号
年 月 日

(広告主)

様

西尾市長



年 月 日付で届出のあった広告の掲載内容等の変更について、
下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 決定区分 承認する

承認しない
(理由)

西尾市六万石くるりんバス車両広告掲載取消通知書

西 第 号
年 月 日

(広告主)

様

西尾市長



年 月 日付け西 第 号で決定しました、西尾市六万石くるりんバス車両広告掲載については、下記のとおり取り消したので通知します。

記

決定の内容	掲載許可路線	
	広告規格・貼付場所等	
	広告の概要	
取消しの理由	1. 西尾市広告掲載要綱第13条による 2. その他	
広告掲載料の還付	還付の有無 有（金 円） ・ 無	
	還付理由	

西尾市六万石くるりんバス車両広告掲載料還付請求書

年 月 日

（宛先）西尾市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

西尾市六万石くるりんバス車両広告掲載料について、下記のとおり還付を請求します。

記

決定通知番号	年 月 日付け西 第 号		
掲載許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
還付請求期間	年 月から 年 月まで		
請求金額	金 円		
振込先	金融機関	銀行・信金 本店 農協・信組 支店・支所	
	預金種類	普通・当座・()	口座番号
	口座名義	(フリガナ)	

※備考 本還付金の受領権については、上記口座名義人に委任しております。